

第9回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年3月27日(木曜日)
午前10時
(受付開始午前9時30分)

場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎
ウエストタワー B1
ゲートシティホール



株式会社Veritas In Silico

証券コード：130A

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第9回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は2024年2月8日、東証グロース市場への株式上場を達成いたしました。これまでにご支援を賜りましたご関係者の皆様には謹んで御礼を申し上げます。

また株式上場後、新たな株主の方々との株主総会を迎えようとしております。これまでどおり、株主の皆様をはじめ、ステークホルダーの方々のご期待に添えるよう、株主価値の向上に精一杯取り組んでまいります。

第9期事業年度（2024年12月期）には、国内製薬会社4社と進めている共同創薬研究がそれぞれ順調に進捗し、マイルストーン達成やヒット化合物認定等の成果を挙げることができました。また、英国Liverpool ChiroChem社とのmRNAを標的とした低分子医薬品の共同創薬事業に関する交渉も進捗し、海外企業との新規契約も締結できました。さらに三菱瓦斯化学との共同事業についても鋭意交渉中です。加えて、当社保有の特許のうち、創薬プラットフォームibVIS[®]をカバーするものについて、欧州域内にて2025年1月1日付で特許権が付与され、当社の欧州でのビジネス展開も新たなステージに差し掛かりつつあります。

第10期事業年度（2025年12月期）より、当社はプラットフォーム型ビジネスにて共同創薬研究を進捗させつつ、新規契約の締結も目指します。さらに、自社パイプラインを創出して「ハイブリッド型ビジネス」に本格的に移行してまいります。これらにより共同創薬研究契約から得られる収益を伸ばしつつ、自社パイプラインの将来価値も高めることにより、株主価値の一層の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様には、変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年3月



代表取締役社長 中村 慎吾

証券コード 130A

2025年3月10日

(電子提供措置の開始日 2025年3月5日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目11番1号

株式会社 Veritas In Silico

代表取締役社長 中 村 慎 吾

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.veritasinsilico.com/>)



上記ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「IRライブラリ・株主総会関連資料」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウエストタワーB1 ゲートシティホール
3. 目的事項
報告事項 第9期(2024年1月1日から2024年12月31日まで) 事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 書面(郵送)により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご注意ください。
 - ◎ 代理人によるご出席には、代理権を証明する書面及び議決権行使書用紙が必要です。なお、代理人は、本株主総会において議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使

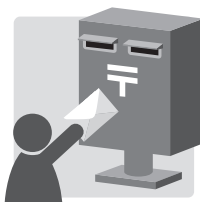


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日時 2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウエストタワーB1
ゲートシティホール

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。ご捺印は不要です。

行使期限 2025年3月26日（水曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

<p>議決権行使書 〇〇〇〇〇〇 御中 株主総会日 議決権の数 XX股 XXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXX</p> <p>1. _____ 2. _____ _____</p> <p>ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX パスワード XXXXX</p> <p>見本</p> <p>〇〇〇〇〇〇</p>	<p>ここに議案の賛否をご記入ください。</p> <p>第1、2、4号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 反対する場合 >> 「否」の欄に○印 <p>第3号議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印 ● 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
--	---

※議決権行使書用紙はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

1. 減少する資本金の額

67,175,600円

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年5月1日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、<u>医薬品原料並びに</u>研究用試薬の研究、開発、製剤、製造及び販売業</p> <p>(2) 上記事業のために大学や製薬企業等の企業と共同で実施する研究開発</p> <p>(3) 上記事業により得られた成果の製薬企業等の企業への導出</p> <p>(4) 上記事業に関わるソフトウェア、データベース、<u>医療機器並びに</u>診断機器の研究、開発、製造及び販売業</p> <p>(5) 上記事業の受託事業</p> <p>(6) 上記事業に関するライセンス業務</p> <p>(7) 上記事業に関するコンサルティング、教育及び講演</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、<u>医薬品原料、研究用試薬、動物用医薬品並びに</u>農薬の研究、開発、製剤、製造及び販売業</p> <p>(2) 上記事業のために大学や製薬企業等の企業と共同で実施する研究開発</p> <p>(3) 上記事業により得られた成果の製薬企業等の企業への導出</p> <p>(4) 上記事業に関わるソフトウェア、データベース、<u>医療機器、診断機器並びに</u>実験機器の研究、開発、製造及び販売業</p> <p>(5) 上記事業の受託事業</p> <p>(6) 上記事業に関するライセンス業務</p> <p>(7) 上記事業に関するコンサルティング、教育及び講演</p> <p><u>(8) 不動産の賃貸及び管理</u></p> <p>(9) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 なかむら しんご
中村 慎吾 (1972年6月7日生) **男性** **再任**

所有する当社の株式数

1,400,000株

取締役在任年数

8年4ヶ月

取締役会への出席状況

18/18回 (100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月 武田薬品工業株式会社入社
2011年5月 Dow Chemical Japan 入社 営業部長補佐
2011年11月 Catalent Pharma Solutions 入社 事業開発部長
2015年7月 株式会社産業革新機構入社 戦略投資ディレクター
2016年11月 当社代表取締役社長（現任）

2 はぎわら ひろあき
萩原 宏昭 (1969年3月11日生) **男性** **再任**

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

1年0ヶ月

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年6月 株式会社桧家ホールディングス入社
2009年4月 同社 経理部長
2014年2月 VTホールディングス株式会社入社、株式会社日産サテリオ奈良
管理部長兼経営戦略部長
2017年10月 株式会社アイティエルホールディングス入社
2018年2月 同社財務担当取締役
2018年5月 株式会社エムエスジャパンサービス入社 執行役員管理部長
2019年5月 当社入社 管理部財務・経理課長
2022年3月 管理部長兼財務・経理課長
2024年3月 取締役 管理部長
2025年1月 取締役（管理部・経営企画部担当）兼 管理部長（現任）

3

こう だ い さ お
甲田 伊佐男

(1957年5月19日生)

男性

再任

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

1年0ヶ月

取締役会への出席状況

14/14 回 (100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年2月 日産化学工業（現日産化学）株式会社入社、Nissan Chemical America Corporation, General Manager, Pharmaceutical Division

2006年12月 同社本社医薬品事業部企画開発部長

2013年2月 MSD（米国Merck社の日本子会社）入社 Director, MRL BD & Licensing Transactions（米国本社所属）

2017年8月 アポプラスステーション株式会社入社 国際部担当部長

2018年12月 当社入社 事業開発部長

2024年3月 取締役 事業開発部長（現任）

4

こみなみ きんいちろう
小南 欽一郎

(1967年1月20日生)

男性

再任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式数

1,610株

社外取締役在任年数

5年7ヶ月

取締役会への出席状況

18/18回(100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年7月 英国王立癌研究所博士取得後研究員
 1998年9月 九州大学生体防御医学研究所文部教官助手
 2001年6月 野村證券株式会社入社、野村リサーチ・アンド・アドバイザー
 株式会社出向
 2015年8月 みずほ証券株式会社入社 法人グループディレクター
 2017年9月 テック&フィンストラテジー株式会社設立 代表取締役(現任)
 2017年9月 セルスパクト株式会社社外取締役(現任)
 2018年6月 株式会社ペルセウスプロテオミクス社外取締役(現任)
 2018年6月 Delta-Fly Pharma 株式会社社外取締役(現任)
 2019年8月 当社社外取締役(現任)
 2021年8月 株式会社イーガイア社外取締役(現任)
 2021年12月 株式会社レプリテック社外取締役(現任)
 2022年2月 株式会社 TransMed 取締役(現任)
 2022年4月 株式会社Kインターナショナル設立 代表取締役(現任)
 2023年9月 株式会社イーガイアプログレス 社外取締役(現任)
 (重要な兼職の状況)
 テック&フィンストラテジー株式会社代表取締役
 株式会社Kインターナショナル代表取締役

■社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

小南欽一郎氏は既に5年7ヶ月にわたり当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。また、バイオテック分野のビジネスに関する豊富な知識と経験を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、再任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 小南欽一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 小南欽一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年7ヶ月であります。
4. 当社は、社外取締役候補者の小南欽一郎氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。小南欽一郎氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当

該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

取締役及び監査役に求める専門性と経験（スキル・マトリックス）

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役及び監査役に求める専門性と経験は以下のとおりとなります。

地 位	氏 名	企業経営 グローバル	事業開発 研究開発 業界知見	財務 会計	経営管理	ガバナンス 法務 リスク管理	サステナ ビリティ
代表取締役社長	中 村 慎 吾	○	○			○	○
取締役（管理部・経営企画部担当）兼管理部長	萩 原 宏 昭			○	○	○	○
取締役事業開発部長	甲 田 伊佐男	○	○		○		
取締役	小 南 欽一郎	○	○				○
常勤監査役	鈴 木 貞 雄			○	○	○	○
監査役	廣 岡 穰			○		○	○
監査役	若 林 美奈子	○				○	○

- (注) 1. 各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。
2. 上記一覧表は各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ごうだ じゅん
合田 潤 (1973年8月20日生) 男性

所有する当社の株式数

一 株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年10月 中央監査法人入所
2007年8月 有限責任あずさ監査法人入所
2016年7月 KPMGインド・チェンナイ事務所
2020年10月 ごうだ国際会計事務所代表(現任)
有限会社ジェイワイ不動産・会計オフィス取締役(現任)
2022年6月 JGコンサルティング合同会社代表社員(現任)
2024年3月 当社補欠監査役に選任
(重要な兼職の状況)
ごうだ国際会計事務所代表
JGコンサルティング合同会社代表社員

■補欠の社外監査役候補者とした理由等

同氏の公認会計士として培った専門的な知識・経験を生かして、当社における効果的な監査の実施を期待したためであります。同氏は、その経験と見識から社外監査役としての職務を適切に遂行するものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 合田潤氏は補欠の社外監査役候補者であります。就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 合田潤氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。合田潤氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2024年1月1日～2024年12月31日）におけるわが国の経済は、コロナ明け後の経済活動が活発となり、個人の消費行動を中心に、久しぶりに明るさを感じさせる動きが見られました。医療用医薬品市場の動きも概ね平常に戻りつつあるものの、医療用医薬品市場の成長は限定的なものにとどまりました。世界全体の医療用医薬品の動向に目を転じると、健康医療に対するニーズは依然として強く、また新薬に期待する動きも力強さがあり、総じて市場規模は拡大が続くものと見込まれます。

当社のmRNA標的低分子創薬事業においては、創薬プラットフォーム *ibVIS*[®] を活用し、東レ株式会社、塩野義製薬株式会社、ラクオリア創薬株式会社、並びに武田薬品工業株式会社との共同創薬研究を進めております。また、さらなる提携先との契約締結に向け、mRNA標的の低分子創薬に関心を持つ国内外の製薬会社を対象に、当社のプラットフォーム技術紹介等のアプローチを進めました。また当社が保有している特許のうち、創薬プラットフォーム *ibVIS*[®] をカバーするものについて、欧州域内にて2025年1月1日付で特許権が付与されました。

mRNA標的の低分子創薬事業の取り組みと並行して、当社で実行可能な核酸医薬品をはじめ、mRNA標的の医薬品の自社パイプライン創出（研究によって生み出すこと）の取り組みも進めました。

核酸医薬品の創出においては、当社は既にp53遺伝子のmRNAの量を低下させ、疾患の原因となるタンパク質の発現を抑制する核酸医薬品の一種、アンチセンス・オリゴヌクレオチド（ASO）を発見し、日本国内で特許を取得するとともに、さらに効率よく活性の高いASOを取得するための独自研究を進めております。また、三菱瓦斯化学株式会社との間では、ASOの研究・開発・製造を目的とした協業の可能性について2023年12月より継続的に検討を進めております。

低分子医薬品の創出においては、2024年10月に英国 Liverpool ChiroChem 社とのmRNAを標的とした低分子創薬に関するパートナーシップ合意、さらに同社とは同年12月に共同開発及び商業化契約を締結いたしました。

また当社は2024年2月8日、東京証券取引所グロース市場へ株式上場いたしました。

これらの結果、当事業年度における経営目標の主要な指標であるKPIの達成状況は、新

規契約締結数については年間目標 2社に対し 1社 (英国 Liverpool ChiroChem 社)、事業収益は黒字確保の目標に対し、当事業年度内の契約締結を見込んでいた案件の成約が翌事業年度内となったことを主な要因として赤字となりました。

当事業年度における事業収益等の経営指標は、共同創薬研究契約に基づき定期的に受け取る研究支援金や、スポット的に発生するマイルストーン収入等により事業収益は194,643千円(前事業年度比46.0%減)を計上しました。事業費用には研究開発費172,475千円を含む407,494千円を計上し、営業損失は212,851千円(前事業年度は37,623千円の営業利益)となりました。営業外損益においては、当社株式の東京証券取引所グロース市場上場に伴う費用12,820千円、公募増資の実施に伴う新株発行費用9,351千円を営業外費用に計上したこと等により、経常損失は233,562千円(前事業年度は35,898千円の経常利益)、当期純損失は236,442千円(前事業年度は33,048千円の当期純利益)となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による800,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による120,000株の新株発行により、846,400千円の資金を調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

● プラットフォーム事業の拡大と収益の獲得

当社のmRNA標的的低分子創薬事業(プラットフォーム事業)は、共同創薬研究契約の相手方である製薬会社が抱えるニーズや課題を的確に把握し、適切に対応を進め、創薬研究を着実に前進させることにより、研究支援金や研究成果に応じたマイルストーン収入等の収益を獲得します。また新たな共同創薬研究契約の成約に向けて、欧州での事業開発活動に注力するなど戦略的かつ計画的に取り組みます。当社はこれまでに引き続き、現在進行中の共同創薬研究をそれぞれ進捗させること、また新規契約を着実に成約させていくことを通じて、持続的・安定的な事業の拡大と収益の獲得を目指します。

● 自社パイプラインの創出

当社は、これまでのプラットフォーム事業にとどまらず、自社パイプライン事業を開始します。具体的には、当社単独で創出が可能な核酸医薬品に加えて、低分子医薬品も候補とします。その際、創出する医薬品の将来価値総額の大きさ、製品として市場に出るまでの期間の短縮、直近のコストの低減に特に留意します。これにより、当社の株主価値の持続的な拡大につなげてまいります。

● 技術競争力の強化と独占性の確保

当社は、これまでに実施した製薬会社との共同創薬研究や、自社独自の研究を通じて蓄積した経験と知見を、当社のプラットフォーム技術に反映させるとともに、大学等との共同研究を通じて新たな技術を積極的に吸収し、技術競争力の強化を図ります。引き続き、専門分野の弁理士等と連携しながら、積極的な特許出願・国際展開、当社独自のソフトウェアとデータベースの構築及び秘匿化などにより、当社の技術について独占性の確保・維持と将来の事業展開への素地を作ります。

● 株主価値の向上を目指す経営の実践

当社は、株主価値を高めることにより株主に報いる経営に取り組みます。具体的には、将来の株主価値を高める事業に経営資源を振り向け、事業を計画的に実行してまいります。また健全性と透明性の高い経営を実践しつつ、適時的確で積極的な情報開示や株主との対話等を通じて、適正な株主価値の構築とその向上に努めます。

● 優秀な人材の確保・育成

当社の事業を持続的かつ安定的に発展させるために、RNA研究に関する高い専門性や豊富な創薬研究経験を有する人材、事業の拡大に資する人材の確保を進めます。当社は、従業員が働きやすく、業務を通じて成長できる環境を整備することにより、当社への帰属意識や従業員満足度を高めます。こうしたサステナビリティ経営を通じて、当社の事業基盤を盤石にいたします。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2021年12月期)	第7期 (2022年12月期)	第8期 (2023年12月期)	第9期 (当事業年度) (2024年12月期)
事業収益 (千円)	59,330	178,801	360,356	194,643
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△240,082	△138,455	35,898	△233,562
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△232,319	△141,381	33,048	△236,442
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△51.92	△25.70	6.01	△37.11
総資産 (千円)	1,754,789	1,598,576	1,655,531	2,248,958
純資産 (千円)	1,683,971	1,542,590	1,575,639	2,209,548
1株当たり純資産額 (円)	306.10	280.40	286.41	340.61

(注) 2023年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でA種優先株式590,657株、B種優先株式500,000株及びC種優先株式560,000株を全て普通株式に変更しております。これにより発行済株式総数のうち普通株式が1,650,657株増加しております。また、2023年7月31日開催の取締役会決議により、2023年8月17日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式から普通株式への変更並びに株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(5) 主要な事業内容

当社は、独自の創薬プラットフォーム **ibVIS[®]** を活用し、メッセンジャーRNAを標的とする低分子医薬品の創出に取り組んでおり、複数の製薬会社との共同創薬研究を実施する「プラットフォーム型」のビジネスを展開しております。

(6) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都品川区
研究所	神奈川県川崎市幸区
	新潟県新潟市秋葉区

(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
19名	4名増

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務取締役及び派遣社員1名は含んでおりません。
2. 従業員数には、他社からの出向者1名が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 22,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,487,114株 |
| (3) 株主数 | 2,864名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
中村 慎吾	1,400,000株	21.6%
三菱瓦斯化学株式会社	731,256株	11.3%
NewLifeScience 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 新生キャピタルパートナーズ株式会社	556,444株	8.6%
三菱UFJライフサイエンス1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社	512,640株	7.9%
上村 孝	432,900株	6.7%
IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合 無限責任組合員 イノベーション・エンジン株式会社	331,700株	5.1%
梨本 正之	298,390株	4.6%
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社	156,700株	2.4%
松岡 弘之	132,900株	2.0%
名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社	127,934株	2.0%

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	割当日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使価額	行使期間	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	2019年10月31日	21,000個	普通株式 42,000株	1株につき 900円	2021年8月23日～ 2029年8月22日	2人 (注) 1
社外取締役	2019年10月31日	23,000個	普通株式 46,000株	1株につき 900円	2021年8月23日～ 2029年8月22日	1人
監査役	2019年10月31日	2,000個	普通株式 4,000株	1株につき 900円	2021年8月23日～ 2029年8月22日	1人
取締役(社外取締役を除く)	2020年9月30日	11,000個	普通株式 22,000株	1株につき 1,044円	2022年9月19日～ 2030年9月18日	2人 (注) 1
社外取締役	2020年9月30日	656個	普通株式 1,312株	1株につき 1,044円	2022年9月19日～ 2030年9月18日	1人
取締役(社外取締役を除く)	2021年12月24日	13,000個	普通株式 26,000株	1株につき 1,219円	2023年12月15日～ 2031年12月15日	1人
社外取締役	2021年12月24日	6,222個	普通株式 12,444株	1株につき 1,219円	2023年12月15日～ 2031年12月15日	1人

(注) 1. 取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

2. 当社は、2023年8月17日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、上記新株予約権の数、目的となる株式の数及び行使価額は、当該株式分割後の新株予約権の数、目的となる株式の数及び行使価額を記載しております。

3. 上記の新株予約権の払込金額に関しては、全て払込を要しないものとしております。

4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とする。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

④本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑤新株予約権者は、次のいずれかの事由に該当した場合、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(i) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(ii) 当社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合

- (iii) 当社の書面による承諾を事前に得ることなく当社の同業他社の役職員に就いた場合
- (iv) 在任・在職中に故意又は過失により過去及び将来にわたり当社に損害を与え、もしくは信用を毀損した場合

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 慎 吾	
取締役	萩 原 宏 昭	取締役 管理部長
取締役	甲 田 伊佐男	取締役 事業開発部長
取締役	小 南 欽一郎	テック&フィンストラテジー株式会社 代表取締役 株式会社Kインターナショナル 代表取締役
常勤監査役	鈴 木 貞 雄	
監査役	廣 岡 稔	廣岡公認会計士事務所 代表
監査役	若 林 美奈子	Orrick, Herrington & Sutcliffe LLP / オリック東京法律事務所・外国法共同事業 東京オフィス代表 弁護士 (マネージングパートナー)

- (注) 1. 取締役小南欽一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役鈴木貞雄氏、監査役廣岡稔氏及び監査役若林美奈子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 若林美奈子氏につきましては、戸籍上の氏名は鶴見美奈子であります。職業上使用している氏名にて表示しております。
4. 常勤監査役鈴木貞雄氏は金融機関における長年の経験があり、監査役廣岡稔氏は公認会計士の資格を有しております。両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役萩原宏昭氏は、担当の異動があり、2025年1月1日より取締役（管理部・経営企画部担当）兼管理部長となっております。
6. 当社は、取締役小南欽一郎氏、監査役鈴木貞雄氏、廣岡稔氏並びに若林美奈子氏を独立役員として株式会社東京証券取引所へ届け出ております。
7. 取締役小南欽一郎氏、監査役廣岡稔氏及び監査役若林美奈子氏の重要な兼職先である法人等と当社の間には、取引その他記載すべき特別な関係はありません。
8. 上村孝氏、松岡弘之氏は、2024年3月14日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との

間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2023年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の個人別の報酬等は、当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長である中村慎吾氏が各取締役の担当業務の評価を行い取締役会が決定した方針に従って、社外取締役の関与・助言を得て決定されていることから、取締役会としても、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、地位、職責等に応じるとともに、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し、定時株主総会後に開催される取締役会にて決定するものとしております。

c. 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は、年度予算及び中期経営計画と整合するように設定し、環境の変化に応じて、適宜取締役会で見直しを行うものとしております。

なお、業績連動報酬等の支給については、原則として当社業績が黒字化することを前提とし、黒字化した場合、改めて、取締役会において検討を行うものとしております。

- d. 取締役の個人別の報酬等の額に対する業績連動報酬等の額の割合とその額の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行うこととしております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長がこれを決定することとしております。

- ② 監査役の個人別の報酬等についての決定方針に関する事項

監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（基本報酬）のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2023年8月18日開催の臨時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役年額5千万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該決議時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は5名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2023年8月18日開催の臨時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該決議時点の監査役の員数は3名です。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長中村慎吾に対し、当期の各取締役に対する報酬等の額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な観点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記の委任にあたっては、報酬決定方針に従い、社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保し、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしております。当該手続きを経て各取締役

の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	49,113 (4,400)	49,113 (4,400)	— (—)	— (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	18,266 (18,266)	18,266 (18,266)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	67,380 (22,666)	67,380 (22,666)	— (—)	— (—)	9 (4)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては20頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小 南 欽一郎	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、バイオテック分野のビジネスに関する豊富な知識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、客観的・中立的立場から経営に有用な助言を適宜行っております。
常勤監査役	鈴 木 貞 雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、常勤の監査役として日常的の監査活動を行い、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち全てに出席し、監査役会の議長として議案・審議等につき必要な発言を行っております。
監査役	廣 岡 穰	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	若 林 美奈子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法の規定に準じる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が5百万円あります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2020年12月18日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保する体制整備に向けた基本方針を決定し、2021年12月14日、2024年1月15日及び2025年1月17日開催の取締役会において一部改定しております。

その内容は以下のとおりであります。

(注) 下線部分は、2025年1月17日付改定箇所であります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - A) 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び従業員は定められた社内規程に従い職務を執行する。
 - B) 取締役及び従業員の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であるとの認識のもと、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び従業員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じ、全社的なコンプライアンス意識の醸成に努める。
 - C) 内部監査担当部署は、当社における各部署及び各研究所を対象に、当社の取締役及び従業員の職務執行の適正性・適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部署は必要に応じて監査役会及び監査法人と情報連携を図り、効率的な内部監査の実施に努める。
 - D) 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見・予防等を目的として、社外の通報窓口も設けた内部通報制度を整備するとともに、通報者の保護を徹底する。
 - E) 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
 - F) コンプライアンス違反者に対しては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - A) 取締役の職務の執行に関わる議事録、決裁書、契約書その他の重要な書類については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」、「情報資産及び機密情報管理規程」等の社内規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役が、取締役会議事録及び付議資料等を必要に応じて随時閲覧できる体制とする。

- B) 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適切に開示する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- A) 適切なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理に関する全般の方針を定める。
- B) 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会において、事業経営に重大な影響を及ぼすリスクを評価・選定し、対応策を検討・実施するとともに、リスク管理に関する審議結果は、必要に応じて取締役会に付議又は報告する。
- C) 有事に備え「事業継続計画（BCP）」を定め、緊急事態における損害の拡大防止、早期復旧、事業継続を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- A) 執行役員制度を導入し、代表取締役以下の業務執行取締役の業務執行機能を補佐し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図る。
- B) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的に行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、取締役及び従業員の職務権限を定め、必要に応じて下位者に職務権限を委譲し、適正な職務権限に従った効率的な業務の遂行を行う。
- C) 事業活動における意思統一を図るため、取締役会は中期経営計画を策定し、年度ごとの予算を設定する。取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価し、必要に応じて統制活動の見直しを図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- A) 監査役がその職務を補助すべき従業員たる補助者を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて専任又は兼任の補助者を置くものとする。
- B) 監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得て行うものとする。

- C) 監査役の補助者がその職務を遂行するに当たっては、監査役の指揮、命令にのみ服するものとする。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- A) 取締役及び従業員は、監査役から業務の遂行状況について報告を求められた場合や、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役又は監査役会に報告するものとする。
- B) 法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実、コンプライアンス上の重大な問題に関わる内部通報、内部監査の状況や結果を、適時適切に監査役に報告するものとする。
- C) 取締役及び従業員に対し、内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A) 監査役は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するほか、取締役との意見交換、社内各部署からの聴取及び意見交換、資料閲覧、監査法人の監査時の立会い及び監査内容についての説明を受け、意見交換を行うものとする。
- B) 監査役は、法務、会計等の専門性の高い分野について、適宜、独立して、直接弁護士、監査法人等の専門家の意見を聞き、相談することができるものとする。
- C) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の処理をするものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令等遵守（コンプライアンス）体制

リスクマネジメント・コンプライアンス規程を定め、これに従い設置された社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、毎回コンプライアンスに関する審議・報告を行い、また法令等の改正に伴い社内規程の改定が必要かどうかを定期的に確認して同委員会へ報告する実務が定着しております。また、インサイダー取引防止、ハラスメント防止等の法令等遵守に関する研修を、全ての役職員に対し実施しております。さらに、反社会的勢力を排除するため、反社会的勢力に対しては全社を挙げて毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを社内研修等で全社に徹底しております。

内部監査担当部署は、社内規程、職務権限に基づくけん制機能、コンプライアンス、リスク管理等の観点から、当事業年度において、全部門を対象とした内部監査を実施しております。また、内部監査担当部署、監査役会及び監査法人は、それぞれの監査を踏まえて情報交換を行う等、三者間で連携を図ることにより、三様監査の実効性を高めております。

② 情報の保存・管理体制

取締役会等の主要会議の議事録、決裁書類、契約書類、会計書類その他の業務執行に関する重要な文書について、文書管理規程等に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存・管理しております。また、取締役会議事録及び付議資料等について、全ての取締役及び監査役が、必要に応じインターネットを通じて随時閲覧できるようにしております。

また、開示を所管する部長を置き、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適切に開示する体制を構築し、透明性、公平性、継続性に留意した迅速な情報開示に努めております。

③ 損失危険（リスク）管理体制

社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、毎回リスク管理に関する審議・報告を行い、リスクの評価と対応策の検討等を行い、また現場レベルで起こったリスク懸念事案について同委員会に吸い上げる工夫をしております。

また、有事に備え「事業継続計画（BCP）」を全面改定し、緊急事態における損害の拡大防止、早期復旧、事業継続を図るよう努めております。

④ 効率性確保体制

取締役及び従業員の職務権限を明確にし、権限委譲を適切に図り、取締役の職務の効率性を確保するとともに、取締役会が策定した予算及び中期経営計画に基づき業務運営を行い、全社的な業務の効率化を図っております。また、取締役会付議資料の事前配付、弁護士等専門家に必要に応じて相談する等、取締役の意思決定が適正、適切行われるよう努めております。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施するための基本的計画に基づき、整備評価、運用評価を進めております。

⑥ 監査役及び監査役会の監査

監査役会は、監査計画に基づき、内部監査担当部署及び会計監査人並びに独立社外取締役との連携を図り、内部統制システムの構築・運用状況及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況等の監査を効果的に行っております。

常勤監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、取締役・幹部社員等との意見交換、社内各部署からの聴取、研究拠点の往査及び重要な資料の閲覧等を行い、監査役監査の実効性確保に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。利益還元策については、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況や今後の事業計画等を勘案しつつ決定する方針です。現時点において当社は成長過程にあり、将来の株主価値を高める事業に経営資源を振り向け、事業を計画的に実行することにより株主価値を高め、株主に報いるとの考えに基づき、金銭による配当は実施しておりません。また、本書作成時点において、配当実施の可能性及びその実施時期については未定です。

当社の剰余金配当は、毎年12月31日を基準日とする期末配当及び、毎年6月30日を基準日とする中間配当を基本としております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,232,073	流動負債	39,410
現金及び預金	2,173,358	未払金	33,664
売掛金	21,019	未払法人税等	2,850
貯蔵品	13,350	その他	2,895
前渡金	2,875	負債合計	39,410
前払費用	1,662	(純資産の部)	
その他	19,806	株主資本	2,209,548
固定資産	16,885	資本金	77,175
有形固定資産	14,115	資本剰余金	2,335,766
工具器具備品	125,925	資本準備金	1,800,174
減価償却累計額	△111,809	その他資本剰余金	535,591
無形固定資産	1,084	利益剰余金	△203,393
ソフトウェア	325	その他利益剰余金	△203,393
特許権	758	繰越利益剰余金	△203,393
投資その他の資産	1,685	純資産合計	2,209,548
差入保証金	1,463		
その他	222	負債・純資産合計	2,248,958
資産合計	2,248,958		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		194,643
事業費用		
研究開発費	172,475	
販売費及び一般管理費	235,018	407,494
営業損失		△212,851
営業外収益		
受取利息	1,013	
助成金収入	110	
講義料	338	
その他の	3	1,465
営業外費用		
上場関連費用	12,820	
株式交付費	9,351	
その他の	5	22,176
経常損失		△233,562
税引前当期純損失		△233,562
法人税、住民税及び事業税		2,879
当期純損失		△236,442

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	90,000	1,364,999	87,591	1,452,590	33,048	33,048	1,575,639	1,575,639
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	435,175	435,175		435,175			870,351	870,351
減 資	△448,000		448,000	448,000			-	-
当 期 純 損 失					△236,442	△236,442	△236,442	△236,442
当期変動額合計	△12,824	435,175	448,000	883,175	△236,442	△236,442	633,909	633,909
当 期 末 残 高	77,175	1,800,174	535,591	2,335,766	△203,393	△203,393	2,209,548	2,209,548

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

工具器具備品 4年～15年

無形固定資産

定額法によっております。

特許権 8年

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

（収益の計上基準）

当社は、医薬品の研究開発を行っており、共同創薬研究等に基づく契約一時金収入、マイルストーン収入、研究支援金収入及び受託研究収入を得ております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 契約一時金収入

契約一時金収入は、履行義務が充足される一時点であるライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

② マイルストーン収入

マイルストーン収入は、契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。

③ ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先の売上収益等の発生時点で収益を認識することとしておりますが、現時点において当該収益は発生しておりません。

- ④ 研究支援金収入
研究支援金収入は、契約上定められた収入であるため対象期間にわたり収益を認識しております。
- ⑤ 受託研究収入
受託研究収入は、受託業務の完了時に収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積もりに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 契約資産

契約資産については、流動資産の「売掛金」に計上しております。契約資産の金額は、**収益認識に関する注記「3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1) 契約資産及び契約負債の残高等」**に記載しております。

2. 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。契約負債の金額は、**収益認識に関する注記「3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報(1) 契約資産及び契約負債の残高等」**に記載しております。

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数
 - 普通株式 6,487,114株
- 2. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
 - 普通株式 405,256株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	451,430千円
繰延税金資産小計	451,430千円
評価性引当額	△451,430千円
繰延税金資産合計	— 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については、増資により調達しております。当社は、資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。デリバティブ取引は実施しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である未払金は、概ね1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、管理部が取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づき管理部が月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいる為、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似していることから記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,173,358	—	—	—
売掛金	21,019	—	—	—
合計	2,194,378	—	—	—

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

項 目	当事業年度
契約一時金収入	-
マイルストーン収入	90,000
ロイヤリティ収入	-
研究支援金収入	96,691
受託研究収入	7,800
顧客との契約から生じる収益	194,491
その他の収益	151
外部顧客への売上高	194,643

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「3. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	56,320	18,269
契約資産	2,750	2,750
契約負債	26,143	-

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 340円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 37円11銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

株式会社Veritas In Silico
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 川久保 孝之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 曾田 竜司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Veritas In Silicoの2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

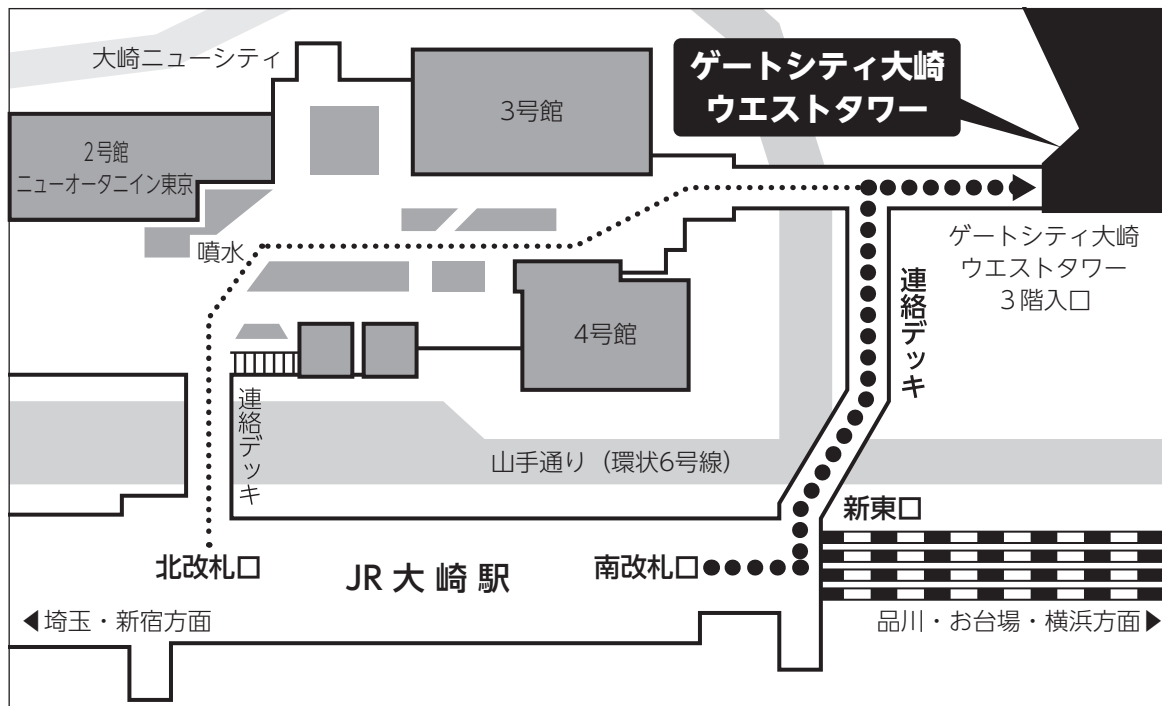
株式会社 Veritas In Silico 監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役） 鈴 木 貞 雄 ㊟
監査役（社外監査役） 廣 岡 穰 ㊟
監査役（社外監査役） 若 林 美奈子 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎ウエストタワー 地下1階 ゲートシティホール

【交通】 大崎駅（JR線）南改札口から徒歩約3分



※JR大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎ウエストタワー3階入口よりお入りください。インフォメーション裏のエスカレーターで地下1階までお越しください。
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会のお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。